

第1章 計画対象区間と計画対象期間

第1節 計画対象区間

本河川整備計画の策定に当たって、千葉県のリ根川流域のうち、首都圏近郊整備地帯外となる下流地域を「利根川水系香取・銚子圏域」とした。

計画対象区間は、圏域内の一級河川のうち、河川法第9条第2項の規定により千葉県知事が河川管理の一部を行う区間とする。

河川名	延長[km]	計 画 対 象 区 間
与田浦川	左：15.9 右：13.6	横利根川からの分派点から常陸利根川
大須賀川	8.1	鹿之駒橋から利根川
上八間川	3.4	神崎町本宿工区用水機場付近から派川大須賀川
下八間川	3.8	派川大須賀川からの分派点から利根川
派川大須賀川	3.9	大須賀川からの分派点から利根川
小野川	5.8	香取市新市場地先堀土橋の上流無名橋から利根川
香西川	1.9	豊橋から小野川
黒部川	18.1	旭市溝原地先町道橋上流から利根川
桁沼川	3.5	東庄町羽計地先無名橋から黒部川
玉 川	3.4	香取市下飯田地先無名橋から黒部川
小堀川	5.3	香取市一ノ分目地先無名橋から黒部川
清水川 (香取市)	2.8	山川橋の上流無名橋から黒部川
中 川	1.3	遊仙橋上流から黒部川
高田川	2.5	銚子市三門町地先市道橋から利根川
三宅川	1.4	三宅橋から利根川
清水川 (銚子市)	1.6	市道飯沼長塚線武木田橋下流端利根川

第2節 計画対象期間

計画の対象期間は、概ね20年とする。

なお、計画対象期間中であっても、圏域の社会状況や自然状況、洪水による被害の発生状況、新たな知見・技術の進捗等の変化により、適宜見直しを行うものとする。



図1-1 圏域位置図

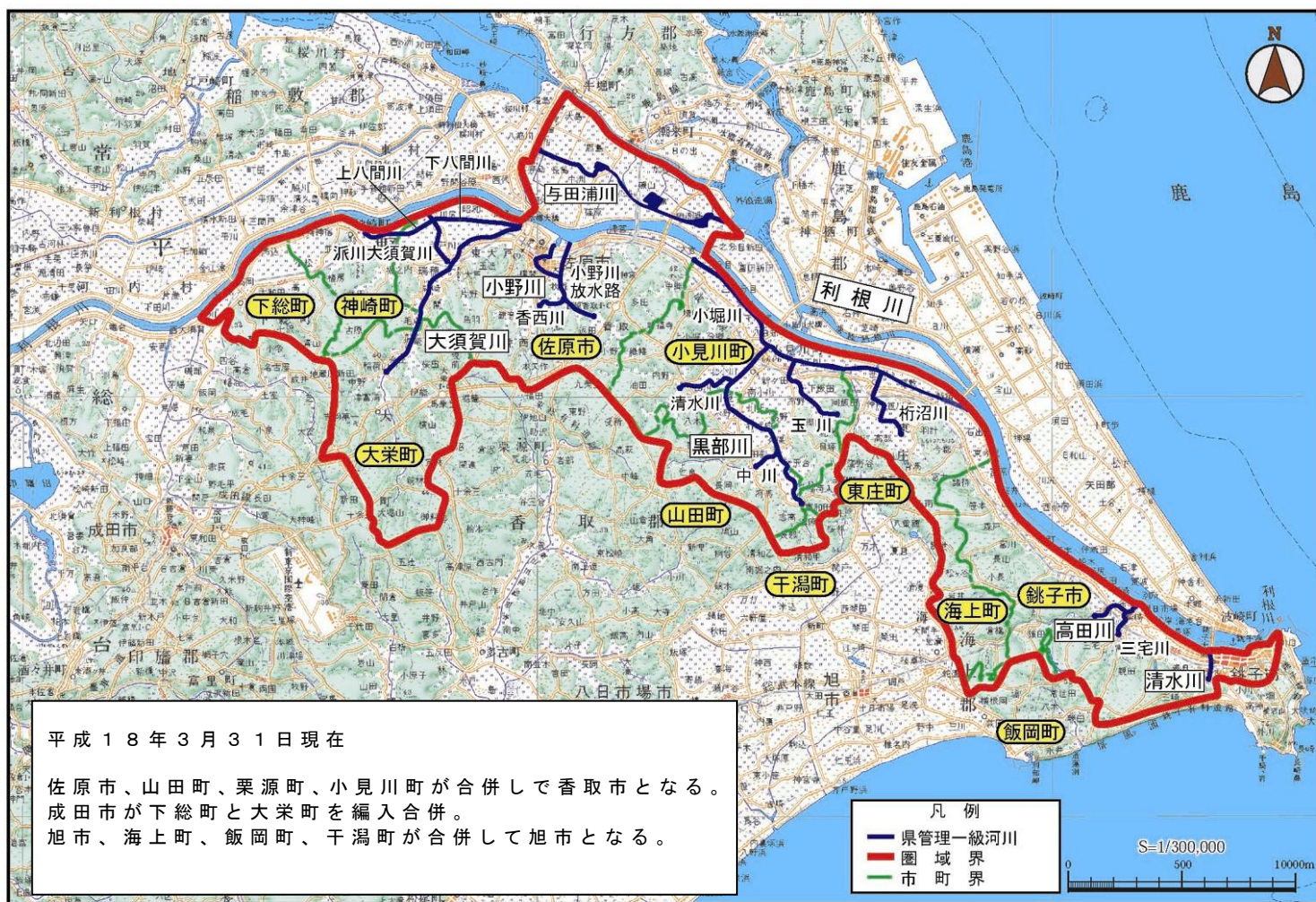


図1-2 利根川香取・銚子圏域全体図